

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず一次審査の書類審査で上位3社を選定し、二次審査のプレゼンテーション審査を実施した上で、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を決定する。

2. 一次審査(配点：300点)

審査は上牧町ホームページリニューアル業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」)において以下のとおり書類審査を行い、上位3社を選定する。

2.1基準点(300点)

- ・ 対象：【別紙1】CMS機能要件一覧
- ・ 評価方法

提案CMSの対応状況を事務局が採点する。

- ・ 「推奨」の項目に△：該当1項目につき、減点
- ・ 「推奨」の項目に×：該当1項目につき、減点
- ・ 「必須」の項目に△：該当1項目につき、減点
- ・ 「必須」の項目に×：該当1項目につき、減点

- ・ 対象：【別紙2】データセンター要件一覧
- ・ 評価方法

データセンター要件の対応状況を事務局が採点する。

- ・ 「対応レベル」の項目に×：該当1項目につき、減点

3. 二次審査(配点：1000点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

3.1提案評価点(300点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

委員会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点(小数点以下四捨五入)を得点とする。

3.2 価格点 構築費用(40点)

- ・ 対象：【様式3】費用見積書（構築費用）
- ・ 評価方法
 - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
 - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。
「価格点=50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
 - ※1：全提案者中最も低い見積価格
 - ※2：当該提案者の見積価格

3.3 価格点 保守費用(60点)

- ・ 対象：【様式4】費用見積書（保守費用）
- ・ 評価方法
 - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
 - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。
「価格点=50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
 - ※1全提案者中最も低い見積価格
 - ※2当該提案者の見積価格

3.4 プレゼンテーション評価点(600点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法
審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- (1) 日時：令和3年8月12日(木曜日)（予定・別途連絡）
- (2) 場所：上牧町役場（別途連絡）
- (3) 出席者：1提案者3名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）
- (4) 実施時間：1提案者60分以内（プレゼンテーション45分、質疑応答15分）
- (5) プレゼンテーションの内容
 - ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
 - ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法

➤ その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(6) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(7) その他

プロジェクター（メーカー：NEC、品名：view Light、型番：NP-p4zoXJL）、スクリーンは町で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

4.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1) 一次審査を実施し合計点が180点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2) 一次・二次審査の合計点が780点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

4.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。